

A 陸上競技

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ	番号	障がい	注意事項	
肢体 I	上肢	1	手部切断 片前腕切断または、片上肢不完全 片上腕切断または、片上肢完全	<ul style="list-style-type: none"> ・完全とは、上肢（肩・肘・手関節）または下肢（股・膝・足関節）の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。 ・不完全とは、上肢（肩・肘・手関節）または下肢（股・膝・足関節）の3大関節のうち、1または2関節に機能障がいがあるものをいう。 ・関節離断は、上位の部位の切断として扱う（肘関節離断は上腕切断となる）。 ・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部（脊柱）のみに変形があるもの。（脊柱カリエスなど）
		2	両前腕切断または、片前腕および片上腕切断 両上肢不完全	
		3	両上腕切断または、両上肢完全	
	下肢	4	片下腿切断または、片下肢不完全	
		5	片大腿切断または、片下肢完全	
		6	両下腿切断	
		7	片下腿および片大腿切断 両下肢不完全	
		8	両大腿切断または、両下肢完全	
	体幹	9	体幹	
肢体 II 使用車以外	10	第6頸髄まで残存	<ul style="list-style-type: none"> ・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。 	
	11	第7頸髄まで残存		
	12	第8頸髄まで残存		
	13	下肢麻痺で座位バランスなし		
	14	下肢麻痺で座位バランスあり		
	15	その他の車いす		
肢体 III 脳原性麻痺	16	四肢麻痺で車いす使用	<ul style="list-style-type: none"> ・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。 	
	17	けって移動		
	18	片上下肢または片上肢で車いす使用		
	19	上肢で車いす使用		
	20	その他走不能		
	21	上肢に不随意運動を伴う走可能		
	22	その他走可能		
肢体IV	23	電動車いす常用	<ul style="list-style-type: none"> ・四肢体幹機能障がいにより日常生活で常に電動車いすを使用している者。 	
視覚障がい	24	視力0から0.01まで (光を通さないアイマスク・アジャストを装着する)	<ul style="list-style-type: none"> ・視力は「矯正後の良い方の視力」で判定する。指数弁は視力0.01、手動弁～光覚弁は視力0として判定する。 	
	25	その他の視覚障がい		
聴覚障がい	26	聴覚・平衡機能障がい、 音声・言語・そしゃく機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・「、」は、「あるいは」を意味する。 	
知的障がい	27	知的障がい		
内部障がい	28	ぼうこう又は直腸機能障がい	<ul style="list-style-type: none"> ・脊髄損傷等で合併した直腸・ぼうこう機能障がいは含まない。 	

2. 参加希望種目

「種目表」により、希望する種目が該当障がい区分で出場可能かどうかを十分確認のうえ、選択してください。

「種目表」

◎男女別・年齢区分別 ▲男女別・年齢区分なし

番号	障がい区分 種目	肢1								肢2					肢3						肢4	視覚	聴覚	知的	内部			
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27
1	50m	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
2	100m	◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎	◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
3	200m											◎	◎	◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	
4	400m																										◎	
5	800m											◎	◎	◎					◎					◎	◎	◎	◎	
6	1500m		◎									◎		◎					◎		◎	◎		◎	◎	◎	◎	◎
7	スラローム										◎	◎	◎					◎	◎	◎			◎					
8	走高跳		▲	▲																						▲	▲	▲
9	立幅跳	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎													◎	◎		◎	◎	◎	◎
10	走幅跳	◎	◎	◎	◎	◎				◎												◎	◎		◎	◎	◎	◎
11	砲丸投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	
12	ソフトボール投	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
13	ジャベリックスロー	◎			◎	◎	◎	◎	◎	◎			◎	◎	◎					◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	◎
14	ビーナック投										◎	◎							◎	◎				◎				

(注) 全国大会の陸上競技において、競走競技は50mと100m、跳躍競技は立幅跳と走幅跳、投擲競技はジャベリックスローとソフトボール投（区分8は除く）の両方に申し込むことはできない。今回の大会で50mと100m、立幅跳と走幅跳、ジャベリックスローとソフトボール投に出場し、全国大会の選手に選考された場合は、いずれかの種目を他の種目に変更することが必要となる。

C アーチェリー (身体障がい者のみ)

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体不自由	脳原性麻痺以外で車いす常用	1	第8頸髄まで残存	・「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。
		2	その他の車いす	
	切断・機能障がい	3	上肢障がい	・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形があるもの。(脊柱カリエスなど)
		4	下肢障がい(いす・車いす使用を含む)	
		5	体幹	
		6	脳原性麻痺	・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に原因する機能障がいをいう。
聴覚障がい	7	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	・「、」は、「あるいは」を意味する。	
内部障がい	8	ぼうこう又は直腸機能障がい		

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名	番号	種目名
81	50m・30mラウンド(リカーブ部門)	83	30mダブルラウンド(リカーブ部門)
82	50m・30mラウンド(コンパウンド部門)	84	30mダブルラウンド(コンパウンド部門)

D 卓球

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

グループ		番号	障がい	注意事項
肢体I	上肢	1	片上肢障がい	・完全とは、上肢(肩・肘・手関節)または下肢(股・膝・足関節)の3大関節の全てに機能障がいのあるものをいう。下肢の場合は、長下肢装具なしでは体重を支えきれないものをいう。 ・不完全とは、上肢(肩・肘・手関節)または下肢(股・膝・足関節)の3大関節のうち、1または2関節に機能障がいがあるものをいう。 ・関節離断は、上位の部位の切断として扱う(肘関節離断は上腕切断となる)。 ・体幹とは、脳原性麻痺を除く、頸部・胸部・腹部及び腰部(脊柱)のみに変形があるもの。(脊柱カリエスなど)
		2	両上肢障がい	
	下肢	3	片下腿切断または、片下肢不完全	
		4	片大腿切断または、両下腿切断 片下肢完全または、両下肢不完全	
		5	片下腿および片大腿切断 両大腿切断または、両下肢完全	
	体幹	6	体幹	
肢体II	脳原性麻痺以外で車いす使用	7	第8頸髄まで残存	・「第8頸髄まで残存」には「第6頸髄まで残存」および「第7頸髄まで残存」は出場できるものとする。 ・座位バランスの判定は、「へそ」の位置の知覚レベルの有無が一つの判断基準となり、背もたれのない座位の状態でも両手の支えなく座ることができる場合は「座位バランスあり」と判断する。 ・脳原性麻痺とは、脳性麻痺、脳血管疾患や脳外傷等による脳に起因する機能障がいをいう。
		8	座位バランスなし	
		9	その他の車いす	
肢体III	脳原性麻痺	10	車いす使用	
		11	杖・松葉杖使用	
		12	上肢に不随意運動あり	
		13	上肢に不随意運動なし	
	14	片側障がい		
視覚障がい		15	アイマスク有り	各自で用意したアイマスクまたはアイシェードを装着する
		16	アイマスク無し	
聴覚障がい		17	聴覚・平衡機能障がい、音声・言語・そしゃく機能障がい	・「、」は、「あるいは」を意味する。
知的障がい		18	知的障がい	
精神障がい		19	精神障がい	

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名	備考
91	一般卓球	・下記要件以外の者
92	サウンドテーブルテニス	・アイマスク有り(区分15)

E フライングディスク

1. 障がい区分 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号を記入してください。

番号	区分	備考
1	座 位	・肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、内部障がい（ぼうこう又は直腸機能障がい）の方が出場可。
2	立 位	

2. 参加希望種目 ※参加を希望する種目を選択し、番号を記入してください。

番号	種目名	備考
97	アキュラシー	ディスクリート5 ・ゴールまでの距離が5m
98		ディスクリート7 ・ゴールまでの距離が7m
99	ディスタンス	・ディスクを投げた距離で競う種目

(注) アキュラシーの「97」（ディスクリート5）と「98」（ディスクリート7）の2種目でのエントリーはできない。

F ボウリング（知的障がい者のみ）

1. 障がい区分 ※下の障がい区分のとおり、「1」と記入してください。

番号	障がい	備考
1	知的障がい	・1ゲームのアベレージが「80」点以上の者が参加できる。

2. 参加希望種目 ※参加希望種目欄は、記入不要です。

G ボッチャ（肢体不自由者のみ）

1. 障がい区分及び種目 ※下の障がい区分の中から、自分に該当する番号及び種目を記入してください。

グループ	番号	障がい	注意事項	種目	
				立位	座位
肢体不自由	1	多肢切断 両下肢完全 両上肢不完全および 両下肢不完全で立位	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し義足等を使用して立位で競技する者、もしくは脳原性麻痺以外で両下肢の3大関節（股・膝・足関節）全てに機能障がいがあり、長下肢装具を使用して立位で競技する者、もしくは両上肢の3大関節（肩・肘・手関節）のうち、1または2関節に機能障がいがあり、なおかつ両下肢の3大関節のうち、1または2関節に機能障がいがあり立位で競技する者	◎	
	2	第6頸髄まで残存	肩関節周辺の筋力はほぼ正常な四肢麻痺者（肘関節の屈曲と手関節の背屈は正常）		◎
	3	第7頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲の筋力がほぼ正常な四肢麻痺者（肩関節と肘関節、手関節の背屈と掌屈が正常だが、物がにぎれない）		◎
	4	第8頸髄まで残存	肩関節周囲と肘関節周囲と手関節周囲の筋力はほぼ正常で指の曲げ伸ばしも可能な四肢麻痺者（把持能力はあるが、指を強く開いたり閉じたりできない）		◎
	5	多肢切断	上肢・下肢の4肢のうち3肢体を切断し、車いすや椅子に座った姿勢で競技する者		◎
	6	四肢麻痺で車いす 常用、または使用	脳原性麻痺により四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で両上肢駆動による車いす使用者		◎
	7	けって移動	脳原性麻痺による両上肢の障がい重度のため両下肢または片下肢で車いすを駆動させる者		◎
	8	片上下肢で車いす 常用、または使用	脳原性麻痺による片側障がい、動かすことができる側の上肢と下肢で車いすを操作する者		◎
	9	その他走不能	脳原性麻痺による下肢障がい、杖や下肢装具の使用の有無に関わらず、走ることのできない者	◎	
	10	電動車いす常用	四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いす（JIS T9203）を常用している者		◎

※座位とは、車いす及び椅子に座った競技スタイルを言う。

※座位で競技する選手（区分2～8および10）で、投球はできるが車いすの方向を変えたり、移動したりすることが機能的に困難な者にボールツァシットを1名、投球することが困難でランプを使用する者にアップホーラー1名を認める。

※立位で競技する選手については、安全上の配慮から、投球時以外はボックス内に椅子を準備し、座位にて待機してもよい。

※脳原性麻痺で、四肢に可動域制限や協調運動障がいがある者で上肢による車いす使用者はすべて四肢麻痺（区分6）として区分判定する。

※区分10は、四肢もしくは三肢体幹機能障がいにより電動車いすを常用している者を対象とする。